**日本公益法人認定法中日文對照表**

蘇惠卿副教授翻譯

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 條號 | 條文原文 | 中文翻譯 |
|  | **第一章　総則** |  |
| （目的）**第一条** | この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。  | 由於國內外經濟情勢之轉變，以公益事業為目的之民間自發性組織，於從事公益活動而言，日益增加其重要性。乃設計公益法人認定制度，並制定確實實施公益事業之相關措施，以促進公益活動之實行，實現有活力之社會，特制定本法。 |
| （定義）**第二条** | この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 **一** 　公益社団法人　第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。 **二** 　公益財団法人　第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。 **三** 　公益法人　公益社団法人又は公益財団法人をいう。 **四** 　公益目的事業　学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。  | 本法用辭定義如下：一 公益社團法人：指依第四條規定受認定之一般社團法人。二 公益財團法人：指依第四條規定受認定之一般財團法人。三 公益法人：公益社團法人或公益財團法人。四 公益事業：為增進不特定多數人利益之事業，屬於附表所揭之學術、技藝、慈善，或其他公益事業者。 |
| （行政庁）**第三条** | この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。 **一** 　次に掲げる公益法人　内閣総理大臣**イ**　二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの**ロ**　公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの**ハ**　国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行うもの**二** 　前号に掲げる公益法人以外の公益法人　その事務所が所在する都道府県の知事 | 本法所稱行政主管機關，依以下各款規定，分別為各款規定之內閣總理大臣或都道府縣知事。一 為以下各目之公益法人者，為內閣總理大臣。①於二個以上都道府縣區域內設置事務所者。②章程中訂明於二個以上都道府縣區域內實施公益目的事業。③其公益目的事業為法規所規定，且與政府之業務或事業有密切關聯者。二 前款以外之公益法人者，為其事務所所在地之都道府縣知事。 |
|  | **第二章　公益法人の認定等****第一節　公益法人の認定** |  |
| （公益認定）**第四条** | 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。 | 以公益活動為其目的事業之一般社團法人或一般財團法人，應得行政機關之認定。 |
| （公益認定の基準）**第五条** | 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。**一** 　公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。 **二** 　公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 **三** 　その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。 **四** 　その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。 **五** 　投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。 **六** 　その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。 **七** 　公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 **八** 　その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。 **九** 　その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。 **十** 　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 **十一** 　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 **十二** 　会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。 **十三** 　その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。 **十四** 　一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。**イ**　社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。**ロ**　社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。**（１）**　社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。**（２）**　社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。**ハ**　理事会を置いているものであること。**十五** 　他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。 **十六** 　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。 **十七** 　第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。**イ**　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人**ロ**　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人**ハ**　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人**ニ**　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人**ホ**　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人**ヘ**　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人**ト**　その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人**十八** 　清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。  | 行政機關對於申請為前條規定之認定(下稱「公益認定」)之一般社團法人或一般財團法人，於符合以下各款基準時，即應予以公益認定。一 以實施公益目的事業為其主要目的。二 具備實施公益目的事業之經營基礎及技能。三 就其事業之實施，並無給予特別利益於其社員、評議員、董事、監事、受僱人、或其他依法令規定為該法人關係人之情事。四 就其事業之實施，並無贈與或給予特定利益於股份有限公司或其他經營營利事業者、特定之個人、或以獲取團體利益為目的而為法令所規定者之情事。但對其他公益法人，為協助其實施該當公益法人之公益目的事業，而有贈與或其它給予特別利益之行為者，不在此限。五 無從事投機性交易、高利率放貸、及其他法令所定或違反公共秩序善良風俗等有損及維持公益法人社會公信力之事業。六 就其公益目的事業之實施，與該公益目的事業相關之收入，並未超過實施該當公益目的事業所需之適當費用。七 實施公益目的事業以外之事業(下稱收益事業)時，不得因實施收益事業而妨礙公益目的事業之實施。八 就其事業之實施，第十五條規定公益事業之比率達百分之五十以上。九 就其事業之實施，第十六條第二項規定之閒置財產額，並未超過同條第一項之限制。十 董事相互間有配有或三親等內親屬關係(含與該當董事有與此相類之關係，經法令規定有特別關係者)，其人數合計未超過董事總人數之三分之一。監察人亦同。十一 屬其他同一團體(公益法人或與此相當之組織經法令所規定者除外)之董事、及其受僱人或其他有與此相類具有密切之相互關係，經法令規定之董事，其人數合計未超過董事總人數之三分之一。監察人亦同。十二 設有會計監察人，但每事業年度該當法人之收益金額、費用及損失金額、或其他依法令應計算之金額皆未達法令所定之基準者，不在此限。十三 對其董事、監察人及評議員所給付之報酬等(含報酬、獎金、及其他作為執行職務之對價所受之財產上利益與退休金，下同)，依據內閣府之命令，並參酌民間業者給付其董監事之報酬及員工之薪資、該當法人之財務狀況、及其他事由，並未訂定不當過高之基準。十四 為一般社團法人，並符合以下情形之一者。①關於社員資格之取得及喪失，對照該當法人之目的，並無設定不當之歧視條款或其他不當之條件。②於章程訂有關於社員總會行使表決權之數量、應以表決權決議之事項、行使表決權之條件，及其他關於社員行使表決權時，其規定有以下情形：甲、參酌該當法人之目的，關於社員之表決權之行使，並無差別待遇。乙、關於社員之表決權之行使，並無因該社員提供給法人之金錢或其他財產價額之不同，而有不同之表決權。③設有董事事會。十五 未持有可左右其他團體之意思決定之股份、或其他內閣府令所規定之財產。但其所持有之該當財產並無可支配其他團體之實質活動之虞，法令另有規定者，不在此限。十六 如有實施公益目的事業不可欠缺之財產時，就該財產之目的及其維持與處分之限制等必要事項應於章程訂明。十七 章程中訂有因第二十五條第一項或第二項之規定，受撤銷公益認定之處分，或因合併致法人消滅時(承受其權利義務之法人為公益法人者，不在此限)，尚餘有因公益目的取得財產之殘額(即第三十條第二項所規定之「公益目的取得財產」)時，將與其相當之金額之財產，於撤銷公益認定之日或合併之日起一個月內，贈與其他公益法人或以下所揭之法人、國家、或地方自治團體。①私立學校法(昭和二十四年法律第二百七十號)第三條規定之學校法人。②社會福利法(昭和二十六年法律第四十五號)第二十二條規定之社會福利法人。③更生事業保護法(平成七年法律第八十六號)第二條第六項規定之更生保護法人。④獨立行政法人通則法(平成十一年法律第一百三號)第二條第一項規定之獨立行政法人。⑤國立大學法人法(平成十五年法律第一百十二號)第二條第一項規定之國立大學法人，或同條第三項規定之大學共同利用機關法人。⑥地方獨立行政法人法(平成十五年法律第一百十八號)第二條第一項規定之地方行政獨立法人。⑦其他相當於①到⑥所列法令明訂之法人。十八 於章程中訂明法人清算後，***剩餘財產***歸屬於其他有類似目的事業之公益法人、或前款①到⑦所揭之法人或政府或地方自治團體。 |
| （欠格事由）**第六条** | 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。 **一** 　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの**イ**　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの**ロ**　この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者**ハ**　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者**ニ**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）**二** 　第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの **三** 　その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの **四** 　その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの **五** 　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの **六** 　暴力団員等がその事業活動を支配するもの  | 除前條情形外，一般社團法人或一般財團法人如有以下各款情形之一者，不得認定其為公益法人。一 董事、監察人及評議員有以下情形之一者。①公益法人因第二十九條第一項或第二項之規定被撤銷公益認定時，自有撤銷認定之原因事實前一年內，為該當公益法人之執行業務董事，且自受撤銷認定之日起，未經過五年。②因違反本法、關於一般社團法人及一般財團法(平成十八年法律第四十八號，下稱「一般社團‧財團法人法」)、或防止暴力團員不當行為法(平成三年法律第四十五號，但同條第三十二條之二第七項之規定除外)之規定，或犯刑法(明治四十年法律第四十五號)第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條之三第一項、第二百二十二條或第二百四十七條之罪，或犯關於處罰暴力行為法(大正十五年法律第六十號)第一條、第二條、或第三條之罪，及於適用國稅或地方稅之相關法律時，有虛偽或其他不正行為而免除其稅負或退稅、或因意圖為以上逃漏稅行為而違反相關法律規定，致受有罰金或刑之處罰，其執行結束或不受刑之執行未經過五年。③受有期徒刑以上之刑罰，於其執行期滿、或不受刑之執行之日起未經過五年。④為防止暴力團員不當行為法第二條第六款規定之暴力團員(以下於本款稱為「暴力團員」)或脫離暴力團員身份為經過五年(於第六款稱之為「暴力團員等」)。二 因第二十九條第一項或第二項之規定被撤銷其公益認定，自被撤銷之日起未經過五年。三 章程或事業計畫書之內容違反法令或行政機關基於法令所為之處分。四 無法取得其事業之執行於法令上必要之許可(行政程序法《平成五年法律第八十八號》第二條第三項所規定之許可，下同)。五 受國稅或地方稅滯納處分之執行、或該當滯納處分終結之日起未經過三年。六 暴力團員等支配其事業活動。 |
| （公益認定の申請）**第七條** | 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。 **一** 　名称及び代表者の氏名 **二** 　公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所 **三** 　その行う公益目的事業の種類及び内容 **四** 　その行う収益事業等の内容 **２** 　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 **一** 　定款 **二** 　事業計画書及び収支予算書 **三** 　事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類 **四** 　当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類 **五** 　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類 **六** 　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 | 申請公益認定時，應依內閣府令之規定，提出記載以下事項之申請書，向行政主管機關為之。一 名稱及代表人之姓名二 實施公益目的事業之行政區域(限於章程有規定之情形)，及主事務所與從事務所之所在地。三 實施之公益目的事業之種類及內容。四 實施之收益事業之內容。2於前項申請書外，應附具以下文件：一 章程二 事業計畫書及收支預算書三 於事業之實施，依法令規定須得行政主管機關許可者，可證明已受許可、或可得許可之文件。四 可證明具備實施該當公益目的事業必要之經營基礎之財產目錄、資產負債表及其他內閣府令規定之文件。五 記載支給第五條第十三項規定報酬之標準之文件。六 前揭各款以外內閣府令規定之文件。 |
| （公益認定に関する意見聴取）**第八条** | 行政庁は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。 **一** 　第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）　当該行政機関（以下「許認可等行政機関」という。） **二** 　第六条第一号ニ及び第六号に規定する事由　行政庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察庁長官等」という。） **三** 　第六条第五号に規定する事由　国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）  | 行政主管機關為公益認定時，分別依據以下各款事由之有無，聽取該當各款規定機關之意見。一 第五條第一款、第二款及第五款與第六條第三款及第四款規定之事由(限於就其事業之實施法令上須得行政機關之許可) 該當行政機關(下稱「許可等行政機關」)。二 第六條第一款及第六款規定之事由 行政機關為內閣總理大臣時為警察廳長官，為都道府縣知事時為警察總監或都道府縣警察局局長(下稱「警察廳長官等」)。三 第六條第五款規定之事由 國稅局長官、相關之都道府縣知事或市町村長(下稱「國稅廳長官等」)。 |
| （名称等）**第九条** | 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 **２** 　前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 **３** 　公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならない。 **４** 　公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 **５** 　何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 **６** 　公益法人については、一般社団・財団法人法第五条第一項の規定は、適用しない。 | 受公益認定之一般社團法人及一般財團法人，其名稱中之一般社團法人或一般財團法人之文字，視為已依章程之變更而分別更名為公益社團法人及公益財團法人。2 因前項規定變更名稱登記之申請書，應附具可資證明受公益認定之書類。3 公益社團法人及公益財團法人應依其種類，於其名稱中使用公益社團法人及公益財團法人之文字。4 非公益社團法人及公益財團法人不得於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為公益社團法人及公益財團人之虞之文字。5 任何人均不得以不正之目的，使用有使人誤認其為其他公益社團法人及公益財團人之名稱或商號。6 一般社團‧財團法人法第五條第一項之規定，於公益法人不適用之。 |
| （公益認定の公示）**第十条** | 行政庁は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない | 行政主管機關為公益認定時，依內閣府令之規定，應公示其內容。 |
| （変更の認定）**第十一条** | 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。 **一** 　公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。） **二** 　公益目的事業の種類又は内容の変更 **三** 　収益事業等の内容の変更 **２** 　前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。 **３** 　前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。 **４** 　第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。 | 公益法人有以下所揭各款之變更時，應得行政主管機關之認定。但內閣府令規定之輕微變更，不在此限。一 實施公益目的事業之都道府縣區域(限於章程所定者)、或主事務所或從事務所之所在地之變更(含從事務所之新社或廢止)。二 公益目的事業之種類或內之變更三 收益事業等內容之變更2 欲受前項變更認定之公益法人，根據內閣法令之規定，應向行政主管機關提出載明與變更有關事項之申請書。3 前項申請書應附具內閣府令所定之文件。4 第五條及第六條(第二款除外)之規定，於第一項各款所揭之變更認定；第八條第一款(因吸收合併而有該當變更認定時為同條各款)之規定，於同項第二款及第三款所揭之變更認定；前條規定於前項變更認定時，分別準用之。 |
| **第十二条** | 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。 **２** 　前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。  | 與變更行政主管機關相關之變更認定之前條第二項申請書，應經由變更前之行政主管機關向變更後行政主管機關提出。2 於前項之情形，為該當變更認定時，依內閣府令之規定，變更後之行政主管機關應即自變更前行政主管機關承受相關事務。 |
| （変更の届出）**第十三条** | 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。 **一** 　名称又は代表者の氏名の変更 **二** 　第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更 **三** 　定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。） **四** 　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更 **２** 　行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。  | 公益法人有以下所揭變更時(因合併而生之變更除外)，依內閣府令之規定，應即將其內容向行政主管機關申報。一 名稱及代表人姓名之變更。二 第十一條第一項但書內閣府令規定之輕微變更。三 章程之變更(第一條第一項各款所揭之情形及前二款所揭之變更除外)。四 前三款所揭情形以外，依內閣府估定事項之變更。2就前項第一款所揭之變更，有依同項規定所為之申報時，行政主管機關應公示其內容。 |
|  | **第二節　公益法人の事業活動等****第一款　公益目的事業の実施等** |  |
| （公益目的事業の収入）**第十四条** | 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。 | 公益法人就其公益目的事業之實施，不得有超過支應實施該當公益目的事業所需要之適當費用之收入。 |
| （公益目的事業比率）**第十五条** | 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。 **一** 　公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額 **二** 　収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額 **三** 　当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額 | 公益法人每事業年度實施之公益目的事業所占比率(第一款所揭金額對同款至第三款所揭總金額之比率)應達百分之五十以上。一 實施公益目的事業相關之費用，係依內閣府令規定計算之金額。二 實施收益事業等相關之費用，係依內閣府令規定計算之金額。三 該當公益法人營運上必要之經常性費用，係依內閣府令規定計算之金額。 |
| （遊休財産額の保有の制限）**第十六条** | 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。 **２** 　前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。  | 公益法人每事業年度末日之閒置財產之金額，係以公益法人於該當事業年度中已實施之公益目的事業相同內容及規模之公益目的事業，於翌事業年度繼續實施所必要之金額為該當事業年度中實施公益目的事業所需要之費用(含依其所持有之資產狀況及事業活動態樣，相當於該當費用之金額，依內閣府令規定之金額。)為基礎，不得超過依內閣府令規定計算之金額。2 前項所謂「閒置財產」係指，綜合考量公益法人之財產使用及管理之狀況、及該當財產權之性質，現在並未提供公益目的事業、或為實施公益目的事業必要之受益事業等、或其他業務或活動使用，而且今後亦無被繼續使用之財產，以內閣府令規定之財產之價額之合計額。 |
| （寄附の募集に関する禁止行為）**第十七条** | 公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。 **一** 　寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。 **二** 　粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。 **三** 　寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。 四 　前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。 | 公益法人之董事、監察人、或其代理人、使用人及其他員工，於募集捐款時，不得為以下所揭之行為。一 對於受到捐贈之勸誘或要求，已表明拒絕捐贈者，持續為捐贈之勸誘或要求。二 交雜粗野無禮之言動，或以令人困擾之方法<惟捐贈之勸誘或要求。三 足使人誤解使用捐贈財產之用途之行為。四 前三款所揭情形以外，有不當害及受捐贈之勸誘或要求者，及捐贈者利益之虞之行為。 |
|  | **第二款　公益目的事業財産** |  |
| **第十八条** | 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。一 　公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 二 　公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）三 　公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産 四 　公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産 五 　前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 　第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。） 七 　公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産 八 　前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産 | 公益法人就以下所揭之財產(以下稱「公益目的事業財產」)，應為實施公益目的事業而使用或處分之。但有內閣府令規定之正當事由時，不在此限。一 受公益認定後接受捐贈之財產(捐贈者聲明使用於公益目的事業以外之目的者除外)。二 受公益認訂日以後受領交付之補助金或其他財產(交付財產之人聲明使用於公益目的事業以外目的者除外)。三 受公益認定以後，實施與公益目的相關之活動而取得之財產。四 受公益認定以後，自實施之收益事業等產生之收益中，相當於依據內閣法令規定之比率之財產。五 因支出前揭各款財產而取得之財產。六 第五條第十六款規定之財產(前揭各款情形除外)。七 屬受公益認定前取得之財產，表明於同日後，依內閣府令規定之方法，供公益目的事業使用之財產。八 前揭各款情形以外，該當公益法人因實施公益目的事業而取得之財產，或為實施公益目的事業而持有之財產，經內閣法令規定之財產。 |
|  | **第三款　公益法人の計算等の特則** |  |
| （収益事業等の区分経理）**第十九条** | 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。 | 關於收益事業等之會計，應與公益事業之會計分離，以特別會計，依各收益事業等分別管理。 |
| （報酬等）**第二十条** | 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。 **２** 　公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 | 公益法人應依第五條第十三款規定之報酬支給標準，給付其董事、監察人及評議員之報酬。2 公益法人應公開揭露前項報酬支給標準，於有變更時，亦同。 |
| （財産目録の備置き及び閲覧等）**第二十一条** | 公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。 ２ 　公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。 一 　財産目録 二 　役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。） 三 　第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類 四 　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 ３ 　第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。 ４ 　何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第百二十九条第一項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。 一 　財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求 二 　財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求 ５ 　前項の規定にかかわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。 ６ 　財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合であって、その従たる事務所における第四項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっている公益法人についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「その主たる事務所に、その写しをその従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」と、第二項中「その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは「その主たる事務所」とする。 | 公益法人應於每事業年度開始日前一日止(受公益認定日屬事業年度中，自受該當公益認定後立即為之)，依據內閣府令之規定，作成該當事業年度之事業計畫書、收支預算書及其他內閣府令規定之書類，至該當事業年度末日為止，將該當書類置於主事務所，其影本置於從事務所。2 公益法人於每事業年度經過後三個月內(受公益認定日屬事業年度中，自受該當公益認定後立即為之)，依內閣府令之規定，應作成以下所揭書類，並置於其主事務所五年，其影本置於從事務所三年。一 財產目錄二 幹部等名簿(記載董事、監察人及評議員之姓名與住所之名簿，下同)。三 記載第五條第十三款規定之報酬支給標準之書類。四 前三款所揭事項以外，內閣府令規定之書類。3 第一項規定之書類及前項各款所規定之書類，得以電磁紀錄(電子式、電磁式或其他依人類之知覺無法認識之方式作成之記錄，以電子計算機為資訊之處理，經內閣府令規定者，下同)之方式製作。4 任何人於公益法人之辦公時間內，隨時得就第一項規定之書類、第二項各款規定之書類、章成、社員名簿及一般社團‧財團法人法第一百二十九條第一項(含準用一般社團‧財團法人法第一百二十九條之情形)規定之計算書類等(下稱「財產目錄等」)請求以下所揭之事項。於此情形，該當公益法人非有正當理由，不得拒絕。一 財產目錄等以書面作成者，得請求閱覽該書面或其影本。二 財產目錄等以電磁紀錄作成者，針對該當電磁紀錄中記錄之事項，得請求閱覽依據內閣府令規定之方法顯示之內容。5 前項規定情形以外，針對公益法人之幹部名簿及社員名簿，該公益法人之社員或評議員以外之人為同項之請求時，公益法人得使其閱覽記載或紀錄事項中，與個人之住所有關之記載或紀錄以外之部分。6 財產目錄等以電磁紀錄作成者，為得於其從事務所回應第四項第二項所揭之請求，公益法人採用內閣府令針所規定措施時，於適用第一項及第二項之際，第一項中「(將該當書類置於)主事務所，其影本置於從事務所」改讀為「(將該當書類置於)其主事務所」，第二項中「並置於其主事務所五年，其影本置於從事務所三年」改讀為「並置於其主事務所五年」。 |
| （財産目録等の提出及び公開）**第二十二条** | 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内（前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで）に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等（定款を除く。）を行政庁に提出しなければならない。 **２** 　行政庁は、公益法人から提出を受けた財産目録等について閲覧又は謄写の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、その閲覧又は謄写をさせなければならない。 **３** 　前項の規定にかかわらず、行政庁は、役員等名簿又は社員名簿について同項の請求があった場合には、これらに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。 | 公益法人於每事業年度屆滿後三個月內(前條第一項規定之書類，每事業年度開始日之前一日為止)，應依內閣府令之規定，向行政主管機關提出其財產目錄等(章程除外)。2 行政主管機關針對公益法人提出之財產目錄等，如有請求閱覽或抄錄時，應依內閣府令之規定，使其閱覽或抄錄。3 前項規定以外之情形，如有請求閱覽或抄錄幹部名簿或社員名簿時，行政機關得使其閱覽或抄錄紀載事項中，與個人之住所有關之記載以外之部分。 |
| （会計監査人の権限等）**第二十三条** | 公益法人の会計監査人は、一般社団・財団法人法第百七条第一項（一般社団・財団法人法第百九十七条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、財産目録その他の内閣府令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。 | 公益法人之會計監查人除依據一般社團‧財團法人法第一百七條第一項(含一般社團‧財團法人法第一百九十九條準用之情形)之規定外，監查財產目錄等或其他內閣府令規定之書類。於此情形，會計監查人應於監查報告中，同時記載或紀錄該當監查結果。 |
|  | **第四款　合併等** |  |
| （合併等の届出）**第二十四条** | 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。 **一** 　合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。） **二** 　事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。） **三** 　公益目的事業の全部の廃止 **２** 　行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 | 公益法人為以下所揭行為時，依內閣府令之規定，應預先就其內容向行政主管機關申報。一 合併(關於該當合併依第十一條第一項申請變更認定時，或申請為次條第一項認可時除外)。二 讓與事業之全部或一部(關於該當讓與依第十一條第一項申請變更認定者除外)。三 公益目的事業全部廢止。2 行政主管機關於有前項之申報時，應依內閣府令之規定公開其內容。 |
| （合併による地位の承継の認可）**第二十五条** | 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。 **２** 　行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。 **一** 　第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。 **二** 　第六条各号のいずれかに該当するものでないこと。 **３** 　第一項の認可があった場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。 **４** 　第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法人及び新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）に係るもの、第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの）」と、同項第二号中「定款」とあるのは「定款の案」と、同条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの）」と、同項第一号中「定款」とあるのは「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十五条第四項において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。 **５** 　第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあっては、」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあっては、合併により消滅する公益法人が」と、「もの」とあるのは「もの（当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。）」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。 | 公益法人締結法人因合併而消滅之新設合併契約時，該當公益法人(該當公益法人有二個以上時，其中任何一個)，該新設合併而設立之法人(以下於本條稱為「新設法人」)承受消滅之公益法人之地位者，得申請行政主管機關認可。2 行政主管機關認為新設法人合於以下所揭之要件時，應為前項之認可。一 合於第五條各款規定之基準。二 無第六條各款情形。3 受第一項認可時，新設法人於其成立之日起，承受因該當新設合併而消滅之公益法人之地位。4 第七條、第八條、第十條及第十二條之規定，於第一項之認可準用之。於此情形，第七條第一項中「以下所揭事項」改讀為「以下所揭事項（第一款所揭事項指有關因新設合併而消滅之公益法人及因新設合併而設立之法人《以下於本條中稱為「新設法人」》之事項，第二項至第四項所揭之事項指有關新設法人之事項）」；同項第二款中「章程」改讀為「章程草案」；同條第二項中「以下所揭書類」改讀為「以下所揭書類（第一款之章程案及第二款至第五款所揭之書類係與新設法人有關者）」；同項第一款中「章程」改讀為「新設合併契約書及章程草案」；第十二條第一項中「前條第二項」改讀為「於第二十五條第四項準用知第七條第一項」。5 針對根據第一項認可而承受因合併而消滅之公益法人之地位的新設法人，於適用第十八條及第三十條第二項規定時，第十八條第一款至第四款規定中「受公益認定之日」改讀為「其成立之日」；同條第五款中「前揭各款」改讀為「前揭各款及第七款」；同條第七款中「屬受公益認定日前已取得之財產，表明於同日後，依內閣府令規定之方法，供公益目的事業使用之財產」改讀為「於成立之際承受自因合併而消滅之公益法人之財產，且為該消滅之公益法人為公益目的事業之財產」；第三十條第二項第一款「已取得」改讀為「因合併而承受、或取得」；「第十八條第六款所揭財產」改讀為「因第二十五條第五項之規定，改讀適用第十八條第七款所揭財產，指因合併而消滅之公益法人」；「者」改讀為「者（該當法人於同日以後依據第十八條第七款內閣府令之規定，表示供公益目的使用者，不在此限。）」；同項第二款中「受公益認定之日」，改讀為「其成立之日」；同項第三款中「受公益認定之日」改讀為「其成立之日」；「所規定者」改讀為「所規定者，與因合併而消滅之公益法人自受公益認定之日以後，為實施公益目的事業而消費、讓與之公益目的事業財產以外之財產，及同日以後該當公益法人為實施公益目的事業所負擔之公租公課與其他內閣府令所規定者」。 |
| 新社合（解散の届出等）**第二十六条** | 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。 **２** 　清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。 **３** 　清算人は、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。 **４** 　行政庁は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 | 公益法人因合併以外之理由而解散時，其清算人(解散係因破產程序開始決定時，為破產管理人)應於該當解散日起一個月內，向行政主管機關申報其內容。2 清算人於一般社團‧財團法人法第二百二十三條第一項之期間屆滿後，應即向行政主管機關申報交付***剩餘財產***之預估。該當預估如有變更時，亦同。3 清算人於清算了結時，應即向行政主關機管申報。4 行政主管機關於有第一項或前項規定之申報時，應依內閣府令之規定公示其內容。 |
|  | **第三節　公益法人の監督** |  |
| （報告及び検査）**第二十七条** | 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 **２** 　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 **３** 　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 | 行政主管機關為確保公益法人事業之正常運作，於必要之限度內，依內閣府令之規定，得要求公益法人提出其組織運作及事業活動相關之報告；其職員得前往該當公益法人之事務所檢查其組織運作及事業活動支情形，或檢查帳簿、書類或其他物件，並得詢問相關關係人。2 為前項檢查之職員，應攜帶身分證明文件，並應要求提示以證明其身分。3 依據第一項規定之檢查，不得解讀為犯罪搜查。 |
| （勧告、命令等）**第二十八条** | 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 **２** 　行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。 **３** 　行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 **４** 　行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 **５** 　行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。 **一** 　第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）　許認可等行政機関 **二** 　第六条第一号ニ又は第六号に規定する事由　警察庁長官等 **三** 　第六条第五号に規定する事由　国税庁長官等 | 行政主管機關如有充分之正當事由足以懷疑公益法人有次條第二項各款情形時，得勸告該當公益法人於一定期限內採取必要之措施。2 行政主關機關為前項之確告時，依據內閣府令之規定，應公開其內容。3 受前項勸告之公益法人，於無正當理由，未採取相應之措施時，行政主管機關得命該當公益法人為必要之相關措施。4 行政主管機關為前項之命令時，依據內閣府令之規定，應公示其內容。5行政主管機關為第一項之勸告及依第三項規定命令之際，為確認該當事實之有無，根據以下各款之不同，分別聽取各款規定關係人之意見。一 第五條第一款、第二款或第五款、第六條第三款或第四款、及次條第二項第三款所規定之事由（限於就其事業之實施，於法令上有必要取得為許可等之行政機關之許可者） 為許可等之行政機關二 第六條第一款④及第六款規定之事由者 警察廳長官等。三 第六條第五款規定之事由者 國稅局長官等。 |
| （公益認定の取消し）**第二十九条** | 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 **一** 　第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 **二** 　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。 **三** 　正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。 **四** 　公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。 **２** 　行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。 **一** 　第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。 **二** 　前節の規定を遵守していないとき。 **三** 　前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。 **３** 　前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。 **４** 　行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 **５** 　第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 **６** 　行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。 **７** 　前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。 | 行政主管機關於公益法人有以下所揭各款情形者，應撤銷其公益認定。一 該當第六條各款(第二款除外)情形之一者。二 以虛偽或其他不正手段獲取公益認定，或第十一條第一項之變更認可，或第二十五條第一項之認可。三 無正當理由不遵從前條第三項之命令。四 公益法人申請撤銷公益認定。2 公益法人有以下各款情事者，行政主管機關得撤銷其公益認定。一 不符合任何第五條各款所定之基準。二 不遵守前節之規定。三 除前二款以外，違反法令或行政機關基於法令所為之處分。3 前條第五項之規定，於依據前二項規定撤銷公益認定時，準用之。4 行政主管機關依據第一項或第二項之規定撤銷公益認定時，應依內閣府令之規定，公示其內容。5 公益法人因第一項或第二項之規定受撤銷公益認定之處分時，其名稱中之公益社團法人或公益財團法人之文字，視為變更成一般社團法人或一般財團法人之章程之變更。6 行政主管機關依第一項或第二項之規定撤銷公益認定時，應即囑託該當公益法人主事務所及從事務所所在地之管轄登記機關，為名稱變更之登記。7 依前項規定囑託變更名稱登記之囑託書，應附具可資證明成為該當登記事由之處分。 |
| （公益認定の取消し等に伴う贈与）**第三十条** | 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。 **２** 　前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。 **一** 　当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第十八条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。） **二** 　当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産 **三** 　公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額 **３** 　前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 **４** 　行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。 **５** 　公益法人は、第五条第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。 | 行政主管機關依前條第一項及第二項之規定撤銷公益認定，或公益法人因合併而消滅時(承受其權利義務之法人為公益法人者，不在此限)，依據第五條第十七款所定章程之規定，未於撤銷該當公益認定之日起、或該當合併之日起一個月內，將相當於因公益目的取得財產之餘額，以書面成立贈與契約者，依其行政主關機關為內閣總理大臣、或都道府縣知事，分別由政府或該當都道府縣政府，就其相當於該當公益目的取得之財產餘額之金錢，視為已依同款章程之規定，自該當受撤銷公益認定之法人、或承受因合併而消滅之法人之權利義務關係之法人(即第四項所謂「撤銷認定之法人等」)，以書面受有贈與而成立契約。自撤銷公益認定之日、或合併之日起一個月內，以相當於部分以公益目的取得之財產，以同款章程所定贈與相關之書面成立契約者，就其殘餘之部分，亦同。2 前項規定之「公益目的取得財產餘額」，係指自第一款所揭之財產排除第二款所揭之財產後之***剩餘財產***總額扣除第三款所揭示之金額後之餘額。一 該當公益法人所取得全部公益目的事業財產（屬第十八條第六款所揭財產時，受公益認定日前所取得者，不在此限）。二 該當公益法人受公益認定日以後，為實施公益目的事業而消費、或讓與之公益目的事業財產。三 為公益目的事業以外之財產，自該當公益法人受公益認定日以後，為實施公益目的事業而消費、或讓與，與同日以後支付公租公課及其他內閣府令規定費用之合計金額。3 算定前項規定金額之細目，或其它計算公益目的取得財產餘額之必要事項，以內閣府令訂定之。4 行政主管機關於第一項之情形，應通知撤銷認定之法人等，依據前二項之規定算定其公益目的取得財產餘額，及依據第一項規定該當撤銷公益認定之法人等與政府或都道府縣間，就該公益目的取得財產餘額或相當於其部分金額，成立金錢贈與契約。5 公益法人不得變更第五條第十七款規定之章程之變更。 |
| （行政庁への意見）**第三十一条** | 次の各号に掲げる者は、公益法人についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益法人に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。 **一** 　許認可等行政機関　第五条第一号、第二号若しくは第五号に掲げる基準に適合しない事由又は第六条第三号若しくは第四号若しくは第二十九条第二項第三号に該当する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） **二** 　警察庁長官等　第六条第一号ニ又は第六号に該当する事由 **三** 　国税庁長官等　第六条第五号に該当する事由 | 行政主管機關有正當理由認定公益法人有以下各款所定事由之虞，而有採行必要措施時，以下各款機關得提供意見與行政主管機關。一 許可機關 不符第五條第一款、第二款、或第五款所揭基準，及該當第六條第三款、第四款、或第二十九條第二項第三款事由(事業之實施法令上應得許可等行政機關之許可者為限)。二 警察廳長官等 該當第六條第一款④或第六款事由。三 國稅廳長官 該當第六條第五款事由。 |
|  | **第三章　公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関****第一節　公益認定等委員会****第一款　設置及び組織** |  |
| （設置及び権限）**第三十二条** | 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。 **２** 　委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。 | 內閣府應設公益認定等委員會(以下稱「委員會」)。2 委員會執行依本法所賦予之權限。 |
| （職権の行使）**第三十三条** | 委員会の委員は、独立してその職権を行う。 | 委員會之委員獨立行使職權。 |
| （組織）**第三十四条** | 委員会は、委員七人をもって組織する。 **２** 　委員は、非常勤とする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができる。 | 委員會以委員七人組成。2 委員以兼職為之，但其中四名以內可為專職。 |
| （委員の任命）**第三十五条** | 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 **２** 　委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。 **３** 　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。 | 委員應具有高尚人格，公正履行委員會之職權，併具有法律、會計或公益法人相關活動之專業知識，經兩議院之同意，由內閣總理大臣任命之。2 委員任期屆滿或出缺，適逢國會休會或因眾議院解散之故無法獲兩議院之同意時，內閣總理大臣得不受前項拘束，自擁有前項資格者中，任命為委員。3 於前項之情形，應於任命後最初召開之國會中得兩議院之承認。如未能獲得兩議院事後之承認，內閣總理大臣應即解除該委員之職務。 |
| （委員の任期）**第三十六条** | 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 **２** 　委員は、再任されることができる。 **３** 　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。 | 委員之任期為三年，但因出缺補充之委員之任期為前任者剩餘之期間。2 委員得再任。3 委員之任期屆滿時，應繼續執行職務至新委員任命為止。 |
| （委員の身分保障）**第三十七条** | 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 | 委員除因身心障礙之故，經委員會認定其已無法執行職務、或因職務上義務之惟反對其他委員影不適當之行為者，於其任期中，不得違反其意思罷免之。 |
| （委員の罷免）**第三十八条** | 内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。 | 委員有該當前條規定之事由時，內閣總理大臣應免除該委員之職務。 |
| （委員の服務）**第三十九条** | 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 **２** 　委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 **３** 　常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。 | 委員不得洩漏因職務上知曉之秘密，於退職後亦同。2 委員於其任期中，不得成為政黨或其他政治團體之幹部，亦不得積極參與政治運動。3 專職之委員於其任期中，除得內閣總理大臣之許可外，不得從事其他獲有報酬之職務、經營營利事業、或從事其他以獲取金錢上利益為目的之業務。 |
| （委員の給与）**第四十条** | 委員の給与は、別に法律で定める。 | 委員之薪資另以法律訂定之。 |
| （委員長）**第四十一条** | 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 **２** 　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 **３** 　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 | 委員會置委員長，由委員互選產生。2委員長對內總理會務，對外代表委員會。3 委員長因故無法執行職務時，由其預先指定之代理人代理其職務。 |
| （事務局）**第四十二条** | 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。 **２** 　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。 **３** 　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 | 為處理委員會之事務，應設秘書處。2 秘書處除秘書處長外，得置必要之職員。3 秘書長受委員長之指揮，掌理會務。 |
|  | **第二款　諮問等** |  |
| （委員会への諮問）**第四十三条** | 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。 **一** 　公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。） **二** 　第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）イ　監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合ロ　第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合ハ　第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合２ 　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。 一 　第五条第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号ただし書、第十五号ただし書及び第十七号ト、第五十一条において読み替えて準用する第四十三条第一項ただし書及び第三項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十三号及び第十五号、第七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第二項及び第三項、第十三条第一項（第二号を除く。）、第十五条各号、第十六条、第十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第二十一条第一項及び第二項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十六条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合 **二** 　第六十条の規定による指示を行おうとする場合 ３ 　内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。 一 　異議申立てが不適法であるとして却下する場合 二 　異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合 **三** 　第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての異議申立てである場合 | 內閣總理大臣於以下情形，應附具依據第八條或第二十八條第五項(含第二十九條第三項準用之情形)規定之許可等行政機關(有無該當第六條第三款及第四款情形者除外)之意見，向委員會徵詢意見。但委員會認為無此必要者，不在此限。一 針對公益認定之申請、第十一條第一項變更認定之申請、或第二十五條第一項認可之申請為處分時(申請之法人該當第六條各款之一、或依據行政程序法第七條之規定拒絕認定者除外)。二 為第二十八條之勸告、依同條第三項規定之命令、或一第二項規定撤銷公益認定時(以下所揭情形除外)。①受監督處分之公益法人該當第二十九條第一項第一款或第四款之情形。②以未依第十三條第一項或第二十四條第一項規定為申報、或未依第二十二條第一項規定提出財產目錄等為理由為監督處分時。③基於第四十六條第一項之勸告，為監督處分等時。2 內閣總理大臣於有以下情形時，應向委員會徵詢意見。但委員會認無徵詢之必要者，不在此限。一 第五條第三款至第五款、第十款、第十一款、第十二款但書、第十五款但書及第十七款⑦、第五十一條改讀準用之第四十三條第一項但書、及第三項但書、及提案制訂、修正或廢止附表第二十三款法令之情形，與第五條第十三款及第五款、第七條第一項與第二項第四款及第六款、第十一條第二項及第三項、第十三條第一項(第二款除外)、第十五條各款、第十六條、第十八條但書與第四款、第七款及第八款、第二十一條第一項及第二項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十七條第一項，第三十條第二項第三項(含一第二十五條第五項之規定改讀適用之情形)及第三項、次條第一項與第四十六條第二項內閣府令之制訂、修正或廢止。二 依第六十條規定為指示時。3 針對第一項第一款規定之處分、第二十八條第三項規定之命令、或第二十九條第一項第二款或第一款或第二項規定撤銷公益認定等行為有依據行政不服審查法提起之異議，內閣總理大臣為決定時，除以下所揭事由之外，應向委員會徵詢意見。但委員會認為無此必要時，不在此限。一 以異議之申請不合法為由不受理。二 提出異議之一般社團法人或財團法人或公益法人該當第六條各款之一。三 以第一項第二款①或②規定之理由針對監督處分提起異議。 |
| （答申の公表等）**第四十四条** | 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。 ２ 　委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとった措置について報告を求めることができる。 | 委員會針對徵詢提出意見時，依內閣府令之規定，應公開其內容。2 委員會提出前項徵詢意見後，得請求內閣總理大臣報告基於徵詢意見所採行之處置。 |
| （内閣総理大臣による送付等）**第四十五条** | 内閣総理大臣は、第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの規定による届出に係る書類の写し及び第二十二条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。 ２ 　内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許認可等行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。 ３ 　内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。 一 　公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。） 二 　監督処分等（次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。） 三 　第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃 四 　第四十三条第三項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。） 五 　第六十条の規定による指示 | 內閣總理大臣應將依據第十三條第一項、第二十四條第一項、或第二十六條第一項至第三項之規定申報之書類影本，及第依二十二條第一項規定提出之財產目錄等影本，送達委員會。2 內閣總理大臣應將許可等行政機關依第三十一條規定陳述之意見（關於公益法人該當第六條第三款或第四款事由之意見除外）通知委員會。3 內閣總理大臣為徵詢委員會之意見，逕為以下處置時，應將其內容通知委員會。一 對公益認定之申請、第十一條第一項變更認定之申請、或第二十五條第一項認可之申請等所為之處分（但依據行政程序法第七條之規定不受理者除外）。二 監督處分等（依次條第一項勸告之監督處分除外）。三 提案制定、修正或廢止第四十三條第二項第一款之法令，及同款內閣府令之制定、修正或廢止。四 針對依據第四十三條第三項規定提出之異議所為之決定（以異議之申請不合法為理由不受理者除外）。五 依第五十六條之規定所為之指示。 |
| （委員会による勧告等）**第四十六条** | 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。 ２ 　委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。 ３ 　委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。 | 於前條第一項、第二項之情形，或基於第五十九條第一項之規定，依據第二十七條第項之規定要求提出報告、檢查或質疑時，委員會應審查公益法人是否該當第二十九條第一項第二款或第三款、及第二項各款事由，於必要時，得建議內閣總理大臣採行第二十八條第一項之勸告、或同條第三項規定之命令、及第二十九條第一項或第二項規定之撤銷公益認定等其他處置。2 委員會為前項建議時，應公開建議之內容。3 委員會為第一項建議時，得請求內閣總理大臣報告其基於建議所採行處置。 |
|  | **第三款　雑則** |  |
| （資料提出その他の協力）**第四十七条** | 委員会は、その事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 | 委員會為處理相關事務認為有必要時，得請求相關行政機關首長、地方政府首長等其他關係人，提供資料，陳述意見、說明等其他必要之協助。 |
| （事務の処理状況の公表）**第四十八条** | 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。 | 委員會應每年公布其事務處理之狀況。 |
| （政令への委任）**第四十九条** | この節に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。 | 除本節規定之外，關於委員會之必要事項，得以命令定之。 |
|  | **第二節　都道府県に置かれる合議制の機関** |  |
| （設置及び権限）**第五十条** | 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。 **２** 　合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。 | 都道府縣為執行屬本法規定職權之事項，應置審議會或其他合議制機關（以下單以「合議制機關」稱之）。2 關於合議制機關之組織及營運等必要事項，依法令規定之基準，由都道府縣以單行法規定之。 |
| （合議制の機関への諮問）**第五十一条** | 第四十三条（第二項を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。 | 第四十三條之規定（第二項除外）於都道府縣知事準用之。於此情形，同條第一項中「附具…向委員會」改讀為「附具…向第五十條第一項規定之合議制機關（於本條以下單以「合議制機關」稱之」，同項但書中「委員會」改讀為「合議制機關依法令規定之基準」，同項第二款③「第四十六條第一項」改讀為「於第五十四條準用第四十六條第一項」，同條第三項「向委員會」改讀為「向合議制機關」，同項但書中「委員會」改讀為「合議制機關依法令規定之基準」。 |
| （答申の公表等）**第五十二条** | 第四十四条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。 | 第四十四條之規定於合議制機關準用之。於此情形，同條第二項「內閣總理大臣」改讀為「都道府縣知事」。 |
| （都道府県知事による通知等）**第五十三条** | 都道府県知事は、第六十条の規定による指示が当該都道府県知事に対して行われた場合には、その旨を合議制の機関に通知しなければならない。 **２** 　第四十五条（第三項第三号及び第五号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第二項及び第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、同項第二号中「次条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第四号中「第四十三条第三項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。 | 都道府縣知事受有第六十條規定之指示時，應將其內容通知合議制機關。2 第四十五條之規定（第三項第三款及第五款）於都道府縣知事準用之。於此情形，同條第一項中「委員會」改讀為「第五十條第一項規定之合議制機關（以下於本條中單以「合議制機關」稱之）」，同條第二項及第三項中「委員會」改讀為「合議制機關」，同項第二款「次條第一項」改讀為「於第五十四條準用次條第一項」，同項第四款中「第四十三條第三項」改讀為「於第五十一條準用第四十三條第三項」。 |
| （合議制の機関による勧告等）**第五十四条** | 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 | 第四十六條之規定於合議制機關準用之。於此情形，同條第一項中「前條第一項或第二項」改讀為「於第五十三條第二項準用前條第一項或第二項」，「第五十九第一項」改讀為「第五十九條第二項」，同項及同條第三項中「內閣總理大臣」改讀為「都道府縣知事」。 |
| （資料提出その他の協力）**第五十五条** | 第四十七条の規定は、合議制の機関について準用する。 | 第四十七條之規定於合議制機關準用之。 |
|  | **第四章　雑則** |  |
| （協力依頼）**第五十六条** | 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。 | 行政主管機關為實施本法，於有必要之時，得照會行政機關、地方政府或其他關係人，或請求協助。 |
| （情報の提供）**第五十七条** | 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。 | 內閣總理大臣及都道府縣知事，得分析調查公益法人活動之狀況、行政機關對公益法人採行之措施處置，以所得結果做成必要之統計或其他資料，以建構公益法人之完整資料庫，提供國民得利用網際網路或其他資訊傳遞系統，迅速查詢相關資訊。 |
| （税制上の措置）**第五十八条** | 公益法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性にかんがみ、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する所得課税に関し、所得税、法人税及び相続税並びに地方税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。 | 鑑於公益法人實施公益目的事業相關活動之社會重要性，為促進公益法人活動之同時能確保適當的課稅，對於公益法人及對公益法人施以贈與之個人及法人之所得課稅，應於課徵 所得稅、法人稅、及遺產稅與地方稅等採取必要之措施，或其他稅制上知處置。 |
| （権限の委任等）**第五十九条** | 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。 **２** 　行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。 | 內閣總理大臣得將第二十七條第一項定之權限(調查一般社團及一般財團法人是否該當第六條各款所揭事項者除外，下同。)委任委員會行使。2 行政主管機關為都道府縣知事者，第二十七條第一項中「行政主管機關」改讀為「第五十條第一項規定之合議制機關」，「其職員」改讀為「職掌庶務之職員」。 |
| （都道府県知事への指示）**第六十条** | 内閣総理大臣は、この法律及びこれに基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。 | 關於實施基於本法及本法所定之命令所規定之事務，為維持區域間均衡，內閣總理大臣認為有必要時，得對於都道府縣知事為第二十八條第一項之勸告、同條第三項規定之命令、或第二十九條第二項規定公益認定之撤銷及其他措施。 |
| （政令への委任）**第六十一条** | この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 | 除本法之規定外，為實施本法必要之事項，得以法令訂之。 |
|  | **第五章　罰則** |  |
| **第六十二条** | 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 **一** 　偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けた者 **二** 　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第一号又は第二号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うこととなるものに限る。）をした者 **三** 　第十一条第一項の変更の認定を受けないで同項第二号又は第三号に掲げる変更（第二十九条第二項第一号に該当することとなるものに限る。）をした者 | 該當以下各款情事者，處六個月以下拘役或五十萬元罰金。一 以虛偽或其他不正手段取的公益認定、第十一條第一項變更認定、或第二十五條第一項認可者。二 未經第十一條第一項之變更認定，逕為同項第一款或第二款所揭之變更者(限於因行政主管機關之變更而隨之變動者)。三 未經第十一條第一項之變更認定，逕為同項第二款或第三款所揭之變更者(限於該當第二十九條第二項第一款情形者)。 |
| **第六十三条** | 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 **一** 　第九条第四項の規定に違反して、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者 **二** 　第九条第五項の規定に違反して、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者 | 該當以下各款情形者，處五十萬元以下罰金。一 違反第九條第四項之規定，於其名稱或商號中，使用有使人誤認其為公益社團法人或公益財團法人之文字。二 違反第九條第五項之規定，於其名稱或商號中，使用有使人誤認為其他公益法人或公益財團法人之文字。 |
| **第六十四条** | 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 **一** 　第七条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の申請書又は第七条第二項各号（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者 **二** 　第十一条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者 **三** 　第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者 | 該當以下各款情形者，處三十萬以下罰金。一 第七條第一項(含於第二十五條第四項準用者)之申請書，或第七條第二項各款(含於第二十五條第四項準用者)項所揭之書類中有虛偽之記載者。二 第十一條第二項之申請書或同條第三項之書類中有虛偽之記載者。三 違反第二十一條第一項或第二項之規定，未備置書類或電磁紀錄、或未記載、記錄應記載、記錄事項，或為虛偽之記載、記錄者。 |
| **第六十五条** | 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 **２** 　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 | 法人(含非法人團體置有代表人或管理人者，本項中下同)之代表人或管理人，及法人或人之代理人、使用人及其他從業人員，關於該法人或人之業務，如有違反前三條規定之行為時，除處罰行為人之外，對該法人或人，亦科以各該規定之罰金刑。2 針對非法人團體適用前項規定時，其代表人或管理人除於訴訟行為代表非法人團體外，準用法人為被告或嫌疑人之刑事訴訟相關之法律規定。 |
| **第六十六条** | 次のいずれかに該当する場合においては、公益法人の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。 **一** 　第十三条第一項、第二十四条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 **二** 　第二十二条第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。 **三** 　第二十七条第一項（第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 | 該當以下各款情形時，公益法人之董事、監察人、或清算人應處以五十萬元以下罰鍰。一 未依第十三條第一 項、第二十四條第一項、及第二十六條第一項或第二項之規定為申報，或為虛偽之申報。二 違反第二十二條之規定，未提出財產目錄等，或提出虛偽記載者。三 未依第十七條第一項(含依第五十九條第二項之規定改讀準用之情形，本款以下亦同)之規定報告、或為虛偽之報告，或拒絕、妨礙、逃避第二十七條第一項規定之檢查，或針對同項規定所為之質疑不為答辯、或為虛偽之答辯。 |
|  | **附　則** |  |
| （施行期日）**１** | この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 **一** 　第三十五条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分　公布の日 **二** 　第三章（第三十五条第一項（両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）、第四十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第四十五条第一項、第二項並びに第三項第一号、第二号、第四号及び第五号、第四十六条、第四十八条並びに第五十一条から第五十四条までを除く。）及び次項の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 | 本法自一般社團‧一般財團法施行日起施行。但以下各款規定，分別依各款堆應之日起施行。一 關於第三十五條第一項中得兩議院同意之部分 公布之日。二 第三章(但以下規定除外，第三十五條第一項《限於關於應得兩議院同意之部分》、第四十三條第一項、第二項第二款及第三項、第四十五條第一項、第二項與第三項第一款、第二款、第四款與第五款、第四十六條、第四十八條與第五十一條至第五十四條)、及次項之規定 自公布之日起算一年六個月內，以行政命令指定之日 |
| （最初の委員の任命）**２** | 前項第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。 | 針對前項第二款所規定施行後最初任命之委員會的委員之任命，因國會休會、或因眾議院解散之故，不能獲得兩議院同意者，準用第三十五條第二項及第三項之規定。 |
| （検討）**３** | 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 | 政府應於本法施行後之適當時期，檢視考量本法施行之狀況，於有必要時，再次檢討本法規定，採行必要之措施。 |
|  | **附　則　（平成二〇年五月二日法律第二八号）　抄** |  |
| （施行期日）**第一条** | この法律は、公布の日から施行する。 | 本法自公布之日起實施。 |
| 別表（第二条関係） | 一　学術及び科学技術の振興を目的とする事業二　文化及び芸術の振興を目的とする事業三　障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業四　高齢者の福祉の増進を目的とする事業五　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業六　公衆衛生の向上を目的とする事業七　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業八　勤労者の福祉の向上を目的とする事業九　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業十　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業十一　事故又は災害の防止を目的とする事業十二　人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業十三　思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業十四　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業十五　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業十六　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業十七　国土の利用、整備又は保全を目的とする事業十八　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業十九　地域社会の健全な発展を目的とする事業二十　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業二十一　国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業二十二　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業二十三　前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの | 一 以振興學術及科學技術為目的之事業。二 以振興文化及藝術為目的之事業。三 以支援身心障礙者或生活貧困者，或因事故、災害及犯罪之被害人為其目的事業。四 以增進銀髮族之福祉為目的之事業。五 以支援有工作意願之勞工就職之目的。六 以提升公共衛生品質為其目的事業。七 以育成兒童或青少年之健全發展為其目的事業。八 以增進勞工福祉為目的。九 藉由促進教育、體育等活動健全國民身心發展，豐富內在涵養為其目的之事業。十 以防止犯罪、維持治安為其目的事業。十一 以防止事故或災害為其目的事業。十二 以消除或防止因人種、性別或其他事由形成之歧視及偏見為其目的事業。十三 以尊重或擁護思想及良心自由、信仰自由或言論自由為其目的事業。十四 以推動男女平權，建構更優質社會為其目的。十五 以促進國際相互理解，提供其他開發中國家經濟上協力為目的事業。十六 以保護地球環境或自然環境為其目的事業。十七 以國土之利用、保護為其目的事業。十八 以確保政治之健全發展為其目的事業。十九 以社區之健全發展為其目的事業。二十 確保及促進公正且自由之經濟活動機會，及其活性化，以提升國民生活之安定為其目的事業。二十一 安定供應及確保國民生活不可或缺之物資、能源等為其目的事業。二十二 以擁護及增進一般消費者之權益為其目的事業。二十三 前揭各款以外之事由，與公益有關，以法令訂定者。 |